

海津市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月15日

海津市長 横 川 真 澄

- 1 期 日 令和5年11月30日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

不応招議員（なし）

3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君
産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務部 企画財政課長	山崎賢二君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長 兼
議 会 総 務 係 長 兼
議 事 調 査 係 長

中 島 浩 子

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 主 任

片 野 征 臣

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 主 任

水 谷 丹 音

◎開会宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、令和5年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において4番 小粥努君、5番 里雄淳意君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（橋本武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月15日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間とすることに決定しました。

◎報告第11号 専決処分の報告についてから議案第114号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第3、報告第11号から日程第20、議案第114号までの18議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

本日、令和5年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

11月も末日を迎え、今年も残すところあと1か月となりました。昨年来続く原材料価格の高騰や、長引く円安などの影響により、食料品や生活用品の値上がりが続いており、家計の負担は大きくなる一方であります。

こうした物価高騰から市民生活を守るための施策を一層進めてまいりますので、引き続き議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく思います。

それでは、今定例会に提出いたしました議案等につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

まず、報告案件2件について御説明申し上げます。

報告第11号の専決処分の報告につきましては、令和5年3月2日に平田町今尾地内において、職員が公用車を信号のない交差点に進入させた際、相手方車両に衝突し損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額について、令和5年9月27日付で専決処分により決定いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第12号の専決処分の報告につきましては、令和5年7月12日に南濃町松山地内において、職員が公用車を方向転換させた際、相手方のレンガ塀に接触し損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額を、令和5年9月27日付で専決処分により決定いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

続きまして、予算案件6件について御説明申し上げます。

議案第99号の令和5年度海津市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,388万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ183億4,136万8,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、物価高騰による家計への影響の大きい低所得世帯に対し、一世帯当たり7万円を給付する事業費1億7,351万8,000円、（仮称）こども未来館の開設に向けた市民ボランティア団体の設立に係る委託料等41万9,000円、組織改編に伴う庁舎内のレイアウト変更、案内サインの改修等に係る委託費662万7,000円、平田中学校のバリアフリー化及び城南中学校のトイレの洋式化に係る設計委託費等1,219万5,000円、志津橋の改修に伴う調査委託費221万3,000円などを追加するほか、現員現給等に伴う人件費8,570万円を減額いたしました。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,351万8,000円、障害福祉サービス費負担金2,519万9,000円、施設型給付費負担金1,283万4,000円、県支出金で保険基盤安定負担金1,311万円、福祉医療費補助金250万円、市債で平田中学校改修事業債910万円、一般財源として繰越金5,430万5,000円などをそれぞれ追加いたしました。

繰越明許費につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い、住民記録システム等の改修を行う戸籍住民基本台帳事務事業について、年度内の完了が困難となったため、1,081万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。

債務負担行為の補正につきましては、通園バス運行委託料の限度額を794万2,000円から

858万円に、児童生徒送迎バス運行委託料の限度額を431万2,000円から443万6,000円にそれぞれ変更するものであります。

地方債の補正につきましては、平田中学校改修事業債の限度額910万円及び城南中学校トイレ改修事業債の限度額290万円を追加するほか、水道事業一般会計出資債の限度額を3,000万円から3,940万円に、臨時財政対策債の限度額を1億5,000万円から7,340万円にそれぞれ変更するものであります。

議案第100号の令和5年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、売上増加に伴い、直売所事業費400万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6,300万円とするものであります。

議案第101号の令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、過年度事業費の確定に伴う交付金の返還費用260万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ40億6,237万1,000円とするものであります。

議案第102号の令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、要介護認定者の住宅改修に対する支援等の増加に伴い、介護給付費441万1,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億4,889万円とするものであります。

議案第103号の令和5年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で現員現給等に伴い、人件費607万5,000円を、また有形固定資産の前年度取得価格の確定に伴い、減価償却費1,322万4,000円をそれぞれ減額するほか、資本的支出で国の補正予算を活用して、配水管耐震化工事費4,620万円を追加し、補正後の収益的支出及び資本的支出の合計額を15億9,010万1,000円とするものであります。

議案第104号の令和5年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で現員現給等に伴い、人件費40万円を、また有形固定資産の前年度取得価格の確定に伴い、減価償却費1,732万8,000円をそれぞれ減額するほか、資本的支出で現員現給等に伴い、人件費30万円を減額し、補正後の収益的支出及び資本的支出の合計額を35億6,427万2,000円とするものであります。

続きまして、条例案件10件について御説明申し上げます。

議案第105号の海津市組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、来年度、組織改編を実施することに伴い、関係条例の所要の改正を行うものであります。

議案第106号の海津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例につきましては、組織改編に伴い、教育委員会が所管する事務のうち市長が管理し及び執行する事務を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第107号の海津市職員の給与に関する条例及び海津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公

務員の給与改定に準じて、正職員及び任期付職員の給与月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

議案第108号の海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当及び勤勉手当の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当支給率を正職員の賞与と同率に引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

議案第109号の海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同様に、常勤の特別職職員の期末手当支給率を正職員の賞与と同率に引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

議案第110号の海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化石油ガスの貯蔵施設等の設置完成検査に係る手数料について、所要の見直しを行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第111号の海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、出産する予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置を新たに規定するため、関係条例を改正するものであります。

議案第112号の海津市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例につきましては、海津町地域の小学校の統合を踏まえ、来年度より同地域の5つの留守家庭児童教室を廃止し、新たに海津留守家庭児童教室を設置するため、関係条例を改正するものであります。

議案第113号の海津市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する条番号の見直しを行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第114号の海津市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行規則等の改正に伴い、蓄電池設備の設置基準を見直すとともに、厨房設備における固体燃料を用いた火気設備の離隔距離を新たに規定するため、関係条例を改正するものであります。

以上、提出いたしました議案等につきまして、概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

なお、報告第11号 専決処分の報告について並びに報告第12号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項に基づく報告ですので、質疑、討論、採決は行いません。

◎散会の宣告

○議長（橋本武夫君） 本日は、これもちまして散会といたします。

次回は、12月5日午前9時に再開しますので、よろしくお願ひいたします。御苦勞さまで
ございました。

(午前9時16分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年2月21日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 小 粥 努

署 名 議 員 里 雄 淳 意

